

岩手県告示第700号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、養殖業に係る一定の水域を次のとおり定めた。

令和3年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

小割り式さけ・ます養殖業

加入区の名称	水 域
久慈市加入区	一区第14号漁業権の漁場の区域
宮古加入区	一区第152号漁業権の漁場の区域
大槌町加入区	一区第233号漁業権の漁場の区域